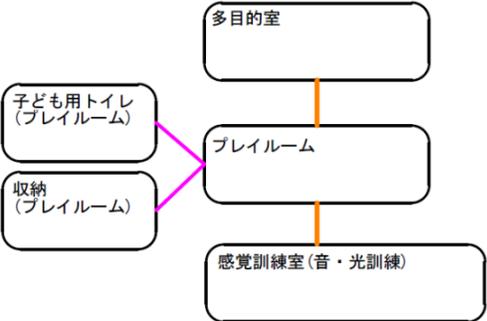
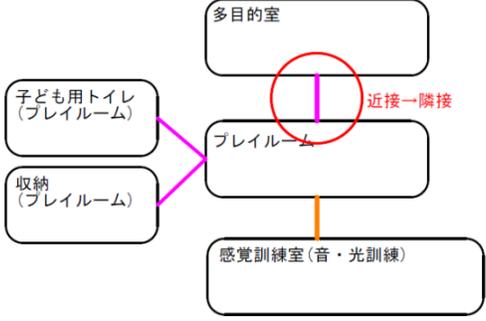
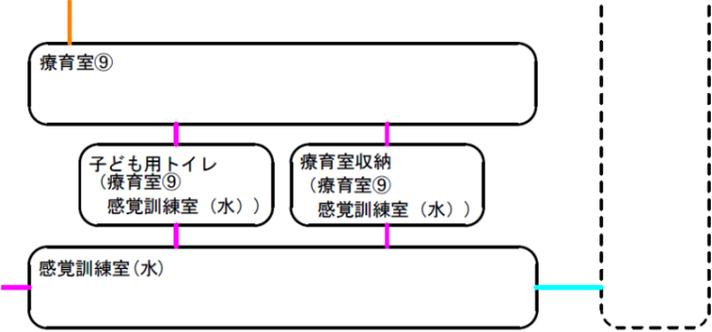


町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	i)	要求水準書(2024年7月4日公表)	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	i)	要求水準書(2024年8月27日公表)
1	54	第2章	第3節	7.	(2)	2)	イ		記載無	54	第2章	第3節	7.	(2)	2)	イ	viii)	viii)理科・音楽準備室から直接出入り可能な扉を設けること。
2	62	第2章	第3節	7.	(3)	2)	コ		記載無	63	第2章	第3節	7.	(3)	2)	コ	xi)	xi)水訓練室から直接出入り可能な扉を設けること。
3	63	第2章	第3節	7.	(3)	2)	サ		記載無	63	第2章	第3節	7.	(3)	2)	サ	vii)	vii)更衣室(水訓練)から直接出入り可能な扉を設けること。
4	63	第2章	第3節	7.	(3)	2)	シ		記載無	63	第2章	第3節	7.	(3)	2)	シ	v)	v)更衣室(水訓練)から直接出入り可能な扉を設けること。
5	65	第2章	第3節	7.	(3)	2)	チ		記載無	65	第2章	第3節	7.	(3)	2)	チ	iv)	iv)プレイルームから直接出入り可能な扉を設けること。
6	69	第2章	第3節	7.	(3)	3)	ウ		記載無	69	第2章	第3節	7.	(3)	3)	ウ	iii)	iii)公共施設内の共用部から直接出入り可能な扉を設けること。
7	69	第2章	第3節	7.	(3)	3)	エ		記載無	69	第2章	第3節	7.	(3)	3)	エ	iii)	iii)受付から直接出入り可能な扉を設けること。
8	69	第2章	第3節	7.	(3)	3)	オ		記載無	70	第2章	第3節	7.	(3)	3)	オ	vi)	vi)受付から直接出入り可能な計画とすること。
9	76	第2章	第3節	7.	(5)	1)	ケ	vii)	vii)受付、診察待合室から直接出入りできる扉を設けること。	76	第2章	第3節	7.	(5)	1)	ケ	vii)	vii)受付、診察待合室、着替え室から直接出入りできる扉を設けること。
10	79	第2章	第3節	7.	(6)		イ		記載無	80	第2章	第3節	7.	(6)		イ	vi)	vi)待合室、感染症待合室、調剤室、スタッフ用廊下から直接出入り可能な扉を設けること。
11	80	第2章	第3節	7.	(6)		オ		記載無	81	第2章	第3節	7.	(6)		オ	vi)	vi)処置室、更衣室、待合室から直接出入り可能な扉を設けること。
14	82	第2章	第3節	7.	(6)		カ		記載無	81	第2章	第3節	7.	(6)		カ	ii)	ii)処置室、スタッフルームから直接出入り可能な扉を設けること。
13	81	第2章	第3節	7.	(6)		コ		記載無	82	第2章	第3節	7.	(6)		コ	iv)	vi)待合室から直接出入り可能な扉を設けること。
14	86	第2章	第3節	7.	(8)		イ		記載無	86	第2章	第3節	7.	(8)		イ	iii)	iii)事務室から直接出入り可能な扉を設けること。

町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	i)	要求水準書(2024年7月4日公表)	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	i)	要求水準書(2024年8月27日公表)
15	94	第2章	第3節	7.	(10)	3)	エ		記載無	94	第2章	第3節	7.	(10)	3)	エ	vii)	vii)食堂から直接出入り可能な扉を設けること。
16	98	第2章	第3節	7.	(10)	3)	ツ		記載無	98	第2章	第3節	7.	(10)	3)	ツ	viii)	viii)食堂から直接出入り可能な扉を設けること。
17	102	第2章	第3節	7.	(11)		カ		記載無	103	第2章	第3節	7.	(11)		カ	v)	v)多目的ホールからの利用に配慮した計画とすること。
18									資料08 機能相関図 子ども発達センター 									資料08 機能相関図 子ども発達センター 
19									資料08 機能相関図 子ども発達センター 									資料08 機能相関図 子ども発達センター 